

## 資料編

### 奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 奈良市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進及び見直しのため、奈良市高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 奈良市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関すること。
- (2) 奈良市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに関すること。
- (3) その他前2号に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体並びに市民を代表する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部長の総括のもと、保健福祉部高齢福祉課及び介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成13年2月13日から施行する。

(最初の委員の任期の特例)

2 最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

## 奈良市高齢者保健福祉推進協議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属
学 識 経 験 者	間 哲 朗	大阪体育大学健康福祉学部助教授
保 健 医 療 関 係 者	北 岡 孝	奈良市医師会会長
	福 岡 道 郎	奈良市歯科医師会会長
	磯 部 哲 夫	奈良市薬剤師会代表
	小 松 洋 子	奈良県看護協会常任理事
福 祉 関 係 者	小 山 次 子	奈良市民生児童委員協議会連合会監事
	秋 吉 美由紀	奈良市管内老人福祉施設等連絡協議会会長
	矢 追 明 昌	長曾根寮在宅介護支援センター長
	勝 田 芳 枝	(株)まごころ福祉代表取締役
	寺 林 康 博	奈良市社会福祉協議会事務局長
被 保 険 者 ( 市 民 ) 代 表	馬 場 徹	奈良市自治連合会長
	三 嶋 直 二	奈良市万年青年クラブ連合会代表
	村 田 伊代子	奈良市地域婦人団体連絡協議会代表
	岡 田 ちか子	若年痴呆家族会「朱雀の会」代表
	柏 木 知 臣	奈良県脳卒中友の会「桜の会」名誉会長
費 用 負 担 関 係 者	杉 島 隆 三	奈良社会保険事務所所長
行 政 関 係 者	山 中 初 子	奈良市保健福祉部長
	松 本 善 孝	奈良市保健所所長

## 奈良市高齢者保健福祉推進協議会開催経緯

第 1 回	平成17年7月15日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 会長の互選</li> <li>② 職務代理の指名について</li> <li>③ 本協議会の情報公開及び傍聴について</li> <li>④ 高齢者保健事業、高齢者福祉事業、介護保険事業の事業報告について</li> <li>⑤ 介護保険制度等の改正について</li> <li>⑥ アンケート調査の実施について</li> <li>⑦ 第3期介護保険事業計画等について（第3期介護保険事業計画に係る推計・日常生活圏域（案）の設定・地域包括支援センター運営協議会の設置）</li> <li>⑧ 今後のスケジュールについて</li> </ul>
第 2 回	平成17年10月25日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① アンケート調査の結果報告について</li> <li>② 次期介護給付費及び第1号被保険者の保険料の推計について</li> <li>③ 日常生活圏域について</li> <li>④ 地域包括支援センターについて</li> <li>⑤ 平成18年度における老人保健事業の改正について</li> </ul>
第 3 回	平成17年11月28日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 次期奈良市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の基本理念（案）について</li> <li>② 次期両計画の章立てについて</li> <li>③ 地域支援事業について</li> <li>④ 地域密着型サービスについて</li> </ul>
第 4 回	平成18年2月1日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 第3期介護保険事業計画の第1号被保険者保険料の試算について</li> <li>② 奈良市老人保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画（素案）について</li> </ul>

## 奈良市福祉憲章

福祉の向上は、人間生活の基本的条件である。そのためには、社会生活が、市民相互の信頼と連帯によって成り立つことを忘れてはならない。

遠く平城京の昔に、福祉事業の歴史を持つ奈良市民は、今、新たな理念のもとに、子孫に誇り得る福祉都市を実現するため、この憲章を定める。

みんなの健康を守り、働きやすく、住みよいまちをつくりましょう。

すこやかな子どもを生み、立派な社会人になるよう、たいせつに育てましょう。

からだの不自由な人をはげまし、自立できるよう、努力しましょう。

老人や身よりのない人に親切にし、安定と生きがいのあるくらしができるように、つとめましょう。

おたがいが人権を重んじ、責任を自覚して、みんなのしあわせのために、力を合わせましょう。

(昭和 47 年 9 月 15 日制定)

## 「高齢者とともに歩むまち奈良」宣言

高齢者は、長年にわたって、それぞれの力を出し合い、あらゆる困難を乗り越えて今日の日本をつくり上げてこられた方々であります。

私たち奈良市民は、いにしへの奈良の都から受け継がれてきた福祉の心を大切に、すべての人々が住んでよかった、長生きしてよかったと喜びあえるまちづくりを進めます。

そのためには、高齢者が敬愛され、健康で生き生きとした人生を送り、その豊かな体験と知恵を生かして、主体的・積極的に社会参加のできるまちをつくるのが、福祉のまち奈良の歩む道です。

美しい自然と豊かな文化財の見守るなかで、すべての人・すべての物・すべての出会いを大切にす優しく思いやりのある心が、家庭やとなり近所、社会にあふれ、若いも若きも幼きも、ともに手を取りあって潤いのある快適でやすらかな高齢者とともに明るく歩むまち奈良をめざすことを宣言します。

(平成 6 年 9 月 15 日)

奈良市老人保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画  
高齢者とともに歩むまち奈良

平成18年3月

---

発行／奈良市保健福祉部  
高齢福祉課 介護保険課 健康増進課  
〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
TEL：(0742) 34-1111